

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年1月17日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N6			
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博(部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史※ 公認会計士 片桐春美※ 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子※ 計4名(敬称略) ※印の委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	1件	0件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 過去の同種案件においても、入札参加者が毎回同じといったことはないか。	A 10者を指名しているが、狭い業界のため、多少は重複することはあっても全者が毎回同じということはない。		
Q 談合情報にあった人物へ直接確認は行ったのか、また、確認にあたり、回答を裏付けるデータ等の提出を求めるといったことはしているのか。	A 企業としての回答を求めため、然るべき立場の人間へ確認をしており、当該人物への直接の確認はしていない。また、確認は口頭での聞き取りにより行っており、データ等の提出は求めている。			
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。			
審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日			
抽出案件計	4件	(備考)		
一般競争	0件			
指名競争	3件			
随意契約	1件			
委員からの意見	意見・質問		回答	
	<議案2>(高落札率・一者入札事案) 警視庁小松川警察署長公舎ほか(4)改築工事[希望制指名競争入札]			

見・質問、それに対する回答等	Q 資格を満たしていない希望者がいたとのことだが、なぜそうなったのか。	A 案件の公表時に、完成工事高を示しておらず、資格を満たしていない事業者が希望してきてしまった。 現在は、事前にシステムに完成工事高を入力することにより、資格を満たさない希望者に対しては、その旨を表示する機能を利用することで、運用の改善を講じている。
	Q 署長公舎と交番を同時に施工したのはなぜか。	A 既存の署長公舎と交番は別々の位置にあるが、ともに老朽化が進んでおり、今回その2つを隣り合わせで建てられる土地が取得できたため、同時施工とした。
	Q 建替えは数年前から検討していたと思われるが、発注時期が3月になったのはなぜか。	A 本来は令和4年10月に工事を開始する予定であったが、区における計画通知の審査に時間を要したため、発注時期が遅れた。
	Q 既存杭を撤去した契約変更について、当初発注時に既存杭の存在は分からなかったのか。	A 用地取得時に既存杭があることは把握しており、新築する建物の杭が既存杭と干渉する箇所は引き抜くよう設計していたが、現場で試掘を行ったところ、引き抜くことが困難であり、工法を変更する必要が生じたため、契約変更を実施した。
	意見：予定価格の事前公表を続けるのであれば、1者入札となった原因を分析し、その改善を図っていただきたい。 その際、不参の理由確認にも努めていただきたい。	
<議案3> (高額事案) 和田堀給水所外2か所監視制御設備改造工事[特命随意契約]		
Q 当初の設備設置は入札を行い、その後、特命随意契約で改造を実施しているが、入札ではできないのか。また、制御装置のプログラムの所有権は設置会社にあるのか。	A 今回の案件は改造工事であり、入札によることはできない。 プログラムは各社の独自ノウハウであり、設置会社の知財である。	
Q 東京都がプログラムを購入しているにも関わらず、内容を開示できないのはおかしいのではないか。	A プログラムを購入しているのではなく、給水所の運用にあたり必要な機能が、正常に動作することを求めている。	

<p>Q 本件契約は特命随意契約であるが、その金額の妥当性はどのように判断しているのか。</p>	<p>A 同一条件で他社から徴取した見積りと比較し、妥当な金額であると判断した。</p>
<p>意見：特命随意契約の理由書は、専門的知識を持たない人でも理解でき、その妥当性を判断できる記載とするよう務めていただきたい。</p> <p>また、情報システム関係について、ベンダーロックインを避けるべく、発注者において、システム・ノウハウの把握など次回発注での競争性確保に繋がる取組について検討いただきたい。</p>	
<p><議案4> (高落札率・一者入札事案) 東京都三宅支庁つわぶき職員住宅E棟(仮称)新築工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 三宅島の工事であり、島内事業者に限られる中で競争性を確保する工夫は行っているか。</p>	<p>A 島内の他の発注機関や支庁内の発注部署間で情報共有し、工事発注時期の調整に取り組んでいる。</p> <p>また、分かりやすい仕様書作りに取り組むとともに入札手続中の質問に迅速に回答するなど、できるだけ多くの事業者に入札してもらえるよう努めている。</p>
<p>Q 島内事業者を指名しているが、島外事業者を探すことは困難か。また、島外事業者の希望に制限をかけているのか。</p>	<p>A 島内事業者の技術力の向上や技術者の育成のために、島内事業者を優先して指名している。</p> <p>また、島内事業者は島の自然環境を熟知しており、かつ、人や資機材の手配面で有利であるため、まずは島内事業者を指名することとしている。</p> <p>なお、希望時に島外事業者に制限をかけるようなことはしていない。</p>
<p>Q 落札率が100%となったことについて、その原因はどのように分析しているか。また、競争が働いていないことを事業者が察知するような環境になっていないか。</p>	<p>A 支庁としては、適正な契約手続を行っており、その結果としてこのような形となった。</p> <p>また、競争が働いていないと事業者が察知する環境にあるかは分かりかねるが、辞退者へのヒアリング等、競争性を高める努力は進めていく。</p>

<p>Q 共通の課題を抱える島しょ部において、競争性確保に向けた検討の場や課題に対する指導、ガイドラインの提示などといった取組はあるのか。</p>	<p>A 職員住宅の建設に関しては、各支庁の担当者間で意見交換会などを定例的に実施している。 また、入札監視委員会の機会などを通じて、関係部署との意見交換や注意喚起に取り組んでいる。</p>
<p>意見：島しょ案件における競争性の確保に向け、引き続き意見交換を進め、具体的な対策を検討いただきたい。</p>	
<p><議案5> (同一事業者長期継続受注事案) 南部汚泥処理プラント電源設備補修工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 最低制限価格で入札、くじ引きとなっているが、予定価格を事前公表すると、最低制限価格が分かるようになっているのか。</p>	<p>A 最低制限価格は入札前には公表していないため、本件は各事業者の積算の結果として同額となった。</p>
<p>Q 正しい型式、製造番号、製造年月が質疑応答で明示されず、見積が困難との辞退理由があるが、これはどういうことか。</p>	<p>A 本工事は装置本体を入れ替えるものではなく、それを構成する部品を交換するものである。正しい型式、製造番号、製造年月については明示してあるので、装置本体の在庫がなくても、必要な部品の在庫があれば工事は可能であり、他の参加者は入札に参加していることから、質疑応答においては適切な対応を行ったと考えている。</p>
<p>Q 最低制限価格の計算方法は公表されており、工事種別の区分さえ間違わなければ、最低制限価格は計算できるのではないか。</p>	<p>A 最低制限価格の計算方法は公表されているが、事前公表された予定価格によって、最低制限価格が自動で計算できるわけではない。</p>
<p>Q 過去3年間の入札について、今回を除くと、同一事業者による1者入札となっているが、その理由をどのように分析しているか。</p>	<p>A 1者入札であったとしても、落札に至ったものについては、詳細なヒアリングは行っていない。 なるべく多く希望いただけるよう、入札により間口を広く構えるというスタンスを取っている。</p>
<p>意見：過去数年、辞退者が多いため、辞退理由の分析にあたってはヒアリングするなど、より詳細な分析をしていただきたい。</p>	

委員会
による
報告又
は意見
の具申

議案2から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。